

こども家庭庁  
令和6年9月24日  
13時30分現在

令和6年1月1日 石川県能登地方を震源とする地震に関する被害状況等について  
(第86報)

児童福祉施設等関係

(1) 児童福祉施設等の被害状況

石川県内において27施設に停電、146施設に断水あり。219施設が建物の被害あり。(4/26)→27施設で停電復旧済み。101施設で断水復旧済み。1施設で建物の被害復旧済み。(6/18)

新潟県内において25施設が建物の被害あり。(2/9)→19施設で建物の被害復旧済み。(9/24)

富山県内において1施設に停電、14施設に断水あり。38施設が建物の被害あり。(2/19)→停電復旧済み。14施設で断水復旧済み。(1/24)

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

| 市町村名  | 被災施設数 |     | 被災状況別内訳 |    |    |    |     |    |
|-------|-------|-----|---------|----|----|----|-----|----|
|       |       |     | 浸水等     |    | 停電 |    | 断水  |    |
|       | 最大    | 現在  | 最大      | 現在 | 最大 | 現在 | 最大  | 現在 |
| 石川県   | 276   | 234 | -       | -  | 27 | 0  | 146 | 45 |
| 七尾市   | 40    | 29  | -       | -  | 1  | 0  | 40  | 15 |
| 穴水町   | 7     | 5   | -       | -  | 4  | 0  | 7   | 4  |
| 宝達志水町 | 9     | 8   | -       | -  | -  | -  | 8   | 0  |
| かほく市  | 24    | 17  | -       | -  | -  | -  | 16  | 1  |

|     |                                         |    |          |   |   |    |   |    |    |
|-----|-----------------------------------------|----|----------|---|---|----|---|----|----|
|     | か が し<br>加賀市                            | 9  | 9        | - | - | -  | - | -  | -  |
|     | か ほ く ぐ ん うちなだまち<br>河北郡 内灘町             | 6  | 3        | - | - | -  | - | 5  | 1  |
|     | か ほ く ぐ ん つばたまち<br>河北郡 津幡町              | 11 | 8        | - | - | -  | - | 5  | 0  |
|     | は く さ ん し<br>白山市                        | 17 | 16       | - | - | 1  | 0 | -  | -  |
|     | か し ま ぐ ん な か の と<br>鹿島郡中 能登<br>まち<br>町 | 8  | 6        | - | - | -  | - | 8  | 0  |
|     | お じ ま し<br>輪島市                          | 26 | 25       | - | - | 12 | 0 | 25 | 18 |
|     | は く い し<br>羽咋市                          | 12 | 4        | - | - | -  | - | 9  | 0  |
|     | す ず し<br>珠洲市                            | 4  | 4        | - | - | 3  | 0 | 4  | 3  |
|     | し か ま ち<br>志賀町                          | 6  | 6        | - | - | -  | - | 6  | 0  |
|     | こ ま つ し<br>小松市                          | 25 | 25       | - | - | -  | - | -  | -  |
|     | の の い ち し<br>野々市市                       | 2  | 2        | - | - | -  | - | -  | -  |
|     | の み し<br>能美市                            | 16 | 16       | - | - | -  | - | -  | -  |
|     | の と ち ょ う<br>能登 町                       | 13 | 10       | - | - | 6  | 0 | 13 | 3  |
| 新潟県 | か な ざ わ し<br>金沢市                        | 41 | 41       | - | - | -  | - | -  | -  |
|     | に い が た し<br>新潟市                        | 25 | <u>6</u> | - | - | -  | - | -  | -  |
|     |                                         | 8  | <u>4</u> | - | - | -  | - | -  | -  |

|     |                           |     |            |   |   |    |   |     |    |
|-----|---------------------------|-----|------------|---|---|----|---|-----|----|
|     | ながおかし<br>長岡市              | 1   | 1          | - | - | -  | - | -   | -  |
|     | おぢやし<br>小千谷市              | 1   | <u>0</u>   | - | - | -  | - | -   | -  |
|     | さどし<br>佐渡市                | 2   | <u>0</u>   | - | - | -  | - | -   | -  |
|     | さんじょうし<br>三条市             | 7   | <u>1</u>   | - | - | -  | - | -   | -  |
|     | つばめし<br>燕市                | 4   | <u>0</u>   | - | - | -  | - | -   | -  |
|     | じょうえつし<br>上越市             | 2   | <u>0</u>   | - | - | -  | - | -   | -  |
| 富山県 |                           | 47  | 38         | - | - | 1  | 0 | 14  | 0  |
|     | ひみし<br>氷見市                | 14  | 8          | - | - | -  | - | 9   | 0  |
|     | たかおかし<br>高岡市              | 6   | 4          | - | - | -  | - | 3   | 0  |
|     | いみずし<br>射水市               | 2   | 1          | - | - | 1  | 0 | -   | -  |
|     | なかにいかわぐんかみ<br>中新川郡上<br>市町 | 1   | 1          | - | - | -  | - | -   | -  |
|     | とやまし<br>富山市               | 20  | 20         | - | - | -  | - | 2   | 0  |
|     | おやべし<br>小矢部市              | 3   | 3          | - | - | -  | - | -   | -  |
|     | なんとし<br>南砺市               | 1   | 1          | - | - | -  | - | -   | -  |
| 合計  |                           | 348 | <u>278</u> | - | - | 28 | 0 | 160 | 45 |

(2) 利用者関係

○災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(1/1)

○各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。

- ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること(1/1)

- ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと(1/1)

- ・保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等(1/2)

- ・保育所等の利用について、災害の復旧活動に当たっている方などは、就労状況等にかかわらず保育所等の利用の必要性が認められること(1/12)

- ・災害により臨時休園等を行った場合の保育所等に対しても、通常通り、給付費を支給すること等(1/12)

- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、避難者の避難先での保育所等の利用の相談に応じていただくよう依頼。(1/16)

- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、二次避難を検討されている保護者向けのパンフレットを周知。(1/17)

- ・各都道府県に対し、保育所等に入所しているこどもが被災により別の保育所等を利用した場合や、復旧活動等を行うために一時預かり事業を利用した場合に、災害特例型を創設し、利用者負担を前提としない補助を行うことを周知。(1/18)

- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、一時預かり事業（災害特例型）及び一時預かり事業（災害特例型）における延長保育事業の取り扱いを周知。(1/19)

- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、一時預かり事業（災害特例型）における補助基準額の算定について補足周知。(1/25)

- ・各都道府県に対し、被災したこどもの域内の保育所、地域型保育事業所、認定こども園（全類型）及び幼稚園での受け入れ状況調査を依頼。(2/5)

- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、利用定員の弾力化及び設備運営基準等の柔軟な取り扱いを令和6年4月以降も継続すること、保育所等へ心理士等を派遣できること、臨時休園等した特定教育・保育施設等については、通常どおり施設型給付費等を支給する対応を令和6年4月以降も継続することなどを周知。(2/13)

- ・各都道府県に対し、オールこども石川において、被災児童を受け入れている全国（石川県を除く。）の保育所等に対し、物品購入（着替え、食器等）に関する補助を行うことを周知。(3/18)

- 各都道府県等及び関係団体に対して、開所できない放課後児童クラブがある場合に、他の放課後児童クラブ等で臨時に受け入れるなどの支援や被災した児童や子育て家庭等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供、被災した子育て家庭等に対する相談などの支援を行うよう要請。(1/5)
- 各都道府県等に対して、二次避難先の市町村におけるファミリー・サポート・センター事業の利用対象とするよう依頼するとともに、被災したこども・子育て家庭等に当該事業の利用支援を行った場合も加算対象となる旨を周知。(1/19)
- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、災害により放課後児童クラブを臨時休業等した場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部について補助を行うことを周知。(2/20)

### (3) 事業者関係

- 児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて  
人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(1/1)
- 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。(1/1)
- 被災者に対する子育て短期支援事業の取り扱いについて  
子ども・子育て支援交付金の交付対象事業である子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助(ショートステイ)事業について、被災したことにより一時的に養護を必要とする家庭が対象に含まれていること、利用日数等の弾力的な取扱いを行うことについて各都道府県に周知。(1/2)
- 各都道府県に対して、被災した学生への対応及び指定保育士養成施設の運営に係る取扱いを周知(1/10)

### (4) その他

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
  - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置(1/1)
  - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等(1/1)
  - ・児童手当の認定等に係る添付書類の取扱いや申請等が遅れた場合の措置(1/2)
- 公費負担医療(療育の給付、養育医療)について、医療受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に周知。(1/1)
- 各都道府県等に対し、避難所における妊産婦及び乳幼児に対する健康管理等に関する支援のポイントなどをまとめた事務連絡を送付し、保健師、助産師等の方々への周知を要請(1/1)  
※避難所における健康管理全般の対応は、厚労省においても事務連絡を発出済
- 各都道府県等及び関係団体に対して、被災地域内の児童館、放課後児童クラブ及

び地域子育て支援の被害状況の把握に努めるよう要請。(1/5)

○各都道府県・市町村に対し、被災した妊産婦、乳幼児が安心して生活できる場の確保及び出産前後の支援を行う観点から、産後ケア事業について、利用期間を延長して利用できることや利用料の減免支援の対象となること、並びに母子生活支援施設、乳児院等の利用が可能であること等について周知。(1/15)

○各都道府県等に対して、被災したこどもの居場所づくりに取り組む民間団体と積極的に連携して、避難所等においてこどもが安全・安心に遊んだり学んだりすることができる居場所を確保するよう要請するとともに、被災したこどもの居場所づくりに取り組む都道府県等及び民間団体への補助の募集を開始。(1/16)

#### 障害児施設関係

##### (1) 障害児施設の被害状況

石川県内において1施設に停電、36施設に断水あり。25施設が建物の被害あり。

(2/8) →1施設で停電復旧済み。29施設で断水復旧済み。(3/8)

新潟県内において1施設が建物の被害あり。(1/10)

富山県内において1施設に断水あり。2施設が建物の被害あり。(2/7) →1施設で断水復旧済み。(1/24)

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

| 市町村名    | 被災施設数 |    | 被災状況別内訳 |    |    |    |    |    |
|---------|-------|----|---------|----|----|----|----|----|
|         |       |    | 浸水等     |    | 停電 |    | 断水 |    |
|         | 最大    | 現在 | 最大      | 現在 | 最大 | 現在 | 最大 | 現在 |
| 石川県     | 42    | 27 | -       | -  | 1  | 0  | 36 | 7  |
| 七尾市     | 13    | 7  | -       | -  | -  | -  | 13 | 3  |
| 穴水町     | 2     | 1  | -       | -  | 1  | 0  | 2  | 0  |
| 河北郡 津幡町 | 4     | 0  | -       | -  | -  | -  | 4  | 0  |
| 羽咋市     | 4     | 3  | -       | -  | -  | -  | 1  | 0  |
| かほく市    | 2     | 2  | -       | -  | -  | -  | 2  | 0  |

|     |                               |    |    |   |   |   |   |    |   |
|-----|-------------------------------|----|----|---|---|---|---|----|---|
|     | こまつし<br>小松市                   | 1  | 1  | - | - | - | - | 1  | 0 |
|     | かしまぐんなかの<br>鹿島郡中能登<br>まち<br>町 | 4  | 2  | - | - | - | - | 2  | 0 |
|     | わじまし<br>輪島市                   | 5  | 4  | - | - | - | - | 5  | 4 |
|     | しかまち<br>志賀町                   | 2  | 2  | - | - | - | - | 2  | 0 |
|     | すずし<br>珠洲市                    | 1  | 1  | - | - | - | - | 1  | 0 |
|     | のとちょう<br>能登町                  | 3  | 3  | - | - | - | - | 3  | 0 |
|     | ほうだつしみずちょう<br>宝達志水町           | 1  | 1  | - | - | - | - | -  | - |
| 新潟県 |                               | 1  | 1  | - | - | - | - | -  | - |
|     | しばたし<br>新発田市                  | 1  | 1  | - | - | - | - | -  | - |
| 富山県 |                               | 3  | 2  | - | - | - | - | 1  | 0 |
|     | ひみし<br>氷見市                    | 3  | 2  | - | - | - | - | 1  | 0 |
| 合計  |                               | 46 | 30 | - | - | 1 | 0 | 37 | 7 |

## (2) 利用者関係

○災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(1/1)

○被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認

められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(1/1)

○支給決定等の取扱いについて

被災した障害者等が他の市町村に避難した場合の支給決定の取扱い等を各都道府県等に周知。(1/4)

○被災されたストーマ保有者に対する支援について

ストーマ用品セーフティネット連絡会による、被災されたストーマ保有者に対する約1ヵ月分のストーマ用品の無償提供等の支援について周知。(1/5 石川県、富山県、福井県、新潟県)

○被災により利用料の支払いが困難な者について、障害福祉サービス事業所等は利用料の支払いを猶予することができ、都道府県又は市町村は利用料を免除することができることを周知。石川県、富山県、福井県、新潟県に対し、管内市町村における利用料の免除の意向確認を依頼。(1/9)

○地震による災害により被災された方々の障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて、説明のための資料(事業所・利用者向けリーフレット)を作成し、各都道府県等に周知。(1/19)

(3) 事業者関係

○障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて

人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(1/1)

○障害福祉サービス等報酬の請求の取扱いについて

障害福祉サービス等報酬の請求について、概算請求を可能とすることを、各都道府県に周知。(1/5、2/2)

○できる限りの支援の提供を行った場合の報酬の取扱いについて

障害児通所支援について、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援を行った場合は、これまで通りの報酬の対象とされるところ、その「できる限りの支援」の具体的な方法や内容について周知。(2/2)

○障害児支援施設等の人員基準等の取り扱いについて(再周知)

職員の応援派遣により人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合の、当該基準についての柔軟な取扱いや、報酬の加算・減算についての柔軟な取扱いについて、改めて周知。(2/22)

(4) その他

○障害児者の安否確認等について

市町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。(1/1)

○二次避難策での円滑な障害児支援の提供について



二次避難先での円滑な障害児支援の提供が受けられるよう、避難先市町村において、障害児の把握に努めるとともに、相談対応や円滑な支給決定が行われるよう配慮事項等を周知。(2/2)

#### その他

- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和6年度能登半島地震における福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用（人件費、旅費及び宿泊費）及び社会福祉施設等への派遣に係る旅費及び宿泊費の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知。(1/4)
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼。(1/4)
- ・児童福祉施設や障害児施設等において、避難所等に避難している要援護者の福祉サービス等を提供するために、広域的調整体制を構築すること、定員を超過して要援護者を受け入れて差し支えないこと、その場合においても所定の措置費を支弁することができること、被災し、費用負担が困難であると認められる場合に減免できること等を都道府県等に対して通知。(1/4)
- ・また、要保護児童等への対応について、関係団体に対しても、上記都道府県等に対する通知を周知するとともに、被災した施設等の状況把握、被災した施設等への支援職員の派遣や必要な物資等の支援等を要請。(1/4)
- ・(独)福祉医療機構において、社会福祉施設等の災害復旧資金の融資及び既存融資の返済猶予に係る相談受付を開始。(1/4)
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等におけるノロウイルス感染症の予防について注意喚起を行うとともに、当該感染症の発生時には専門家による支援を受けることが可能な旨を周知。(1/9)
- ・母子保健関係団体に対し、被災した妊産婦及び乳幼児のための支援物資の提供に係る協力を依頼。(1/9)
- ・各都道府県に対し、管内市町村、福祉関係団体等の協力により被災地の社会福祉施設等への派遣が可能な介護職員等を登録するよう依頼するとともに、石川県に対し、介護職員等の派遣が必要な被災地の社会福祉施設等を登録するよう依頼(1/10)。
- ・激甚災害の指定を受け、(独)福祉医療機構において、社会福祉施設等の災害復旧資金について融資率の引き上げ等の更なる優遇措置を実施(1/12)
- ・児童福祉施設等における災害復旧費国庫補助金の協議に係る取扱要領を発出し、協議書類の提出期限の延長（通常30日以内のところを60日以内に延長）等について、都道府県等に通知。(1/17)